

## 第10回社会的資源あり方検討委員会 議事録

- 1 日 時 平成18年3月23日(木)  
15:00～17:00
- 2 場 所 千葉県庁中庁舎3階第1会議室
- 3 出席委員  
岩楯委員、柏女委員、河原委員、木ノ内委員、庄司委員、杉宮委員、  
鈴木委員、花崎委員(欠席)、川口委員
- 4 内 容

(事務局)

ただいまより「第10回社会的資源あり方検討委員会」を開催いたします。本日は年度末の大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、早速議事に移りたいと思います。議事の進行は、委員長でいらっしゃいます柏女委員にお願いしたいと存じますので、よろしく申し上げます。

(議長)

改めまして皆さんこんにちは。年度末の本当にお忙しいところ、千葉県のためにお時間をとっていただき本当にありがとうございます。

今日と今後の予定の確認ということになりますけども、前回と今日で、これまでヒアリングを1月からさせていただきましたが、それを受けて基本的な考え方を詰めたいと思っています。それで今日で、その議論は終了ということになります。そして次回以降は報告書の検討ということになります。あとで今後の予定についてお話があるかとは思いますが、連休明け5月、6月頃にこの社会的資源あり方検討委員会の基本方向を報告書として取りまとめ、公表するということになります。

今、会議の前に課長さんにお話を伺いましたら、来年度予算の検討が、夏くらいから急ピッチで進められて2月の議会で、通常こういう大きな検討については当初予算に計上されるということでございます。

そうしますと日程的に考えると、この後の基本報告書を出してからの具体的な各論の検討は、かなり事務局サイドが主導でやっていってもらうことが必要になるのではないかと思います。

そういう意味ではこの基本方向が、来年度以降のこの社会的資源あり方検討委員会のあり方について、改革していく重要な報告書になるかと思います。

そういう意味で今日の議論もとても大切なものになるかと思いますので、是非皆様方のご協力をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。それでは、議事に入る前に今日配られた資料の確認と簡単な説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

### 《資料説明》

(議長)

ありがとうございました。資料の1については特に説明はございませんでしたけども、今まで委員の方々のご発言のなかで前回のものについては、現状の認識とか、基本的な

理念・考え方とか検討の視点というものがぼっさり抜け落ちておりましたので、それらについて今回、これまでの委員の発言からお取りまとめをいただいたということになります。事務局の方で作成していただければ良いかと思いますが、この理念の前に実態ですね、現状がまず入って、そして基本的な理念が入って、そして次のページをめくっていただきまして、2ページにありますこの報告書作成にあたっての視点というものが入ると。そしてそれぞれの社会的資源についてどうするのが入ってくると。こんな全体の報告の流れになるかと、私と事務局の方で相談をさせていただきまして今日、出させていただきました。また、これについてのご意見でも結構ですし、またこれらをもとに次回は報告書の素案の形で出していただくこととなりますので、またその時点でもご意見を頂戴できればと思います。今の理念もしくは基礎資料について何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。折に触れてまたこの資料等に戻っていただきたいと思います。それでは、時間も限られておりますので論議に入りたいと思います。前回はこの論点整理について社会的養護の部分を中心に議論を致しました。そして、児童相談所のところでですね、次回ということになったと思います。従いまして9ページのところです。9ページの今後順次検討を進めていくべきテーマと2枚紙があるかと思いますが児童虐待死亡事例検証委員会からの提言に対する各児童相談所の意見、この2つがお手元にありますでしょうか。それに基づいてご意見を頂戴したいと思います。どなたからでもご意見を頂戴できればと思います。

では、お考え頂いている間に私の方から1つ意見を申し上げたいと思いますが、論点整理の10ページの所の中央児相を2つに分割し児童相談所を増やすべきではないかというご意見が出ています。国の基準は人口50万人に1か所を標準とするということなどを考えますと、そういう意味では、今ある上総支所ですか、あちらがもう人口50万人近くあるでしょうか。なのでそこを独立させるというのは検討に値すると思います。そういう意味では、2ヶ所にするのかつまり1か所増にするのか、2か所増にするのか、それも考慮しなければなりませんけども、県として児童相談所の増設というのは入れていく必要があるのではないかと思います。

また市川管内については船橋市などが中核市ですので、市川市は今の所、児童相談所を増設するつもりはないという意見でしたが、設置するということになりますと、その部分がまた市の設置ということになりますので、それらも勘案しながら児童相談所の増設を図るという必要があるということは、提言の中に含めておいていいのではないかと思います。

他にはいかがでしょうか。はい、委員どうぞ。

(委員)

今、委員長がおっしゃった増設にも絡むかもわかりませんが、この間も申しました児童家庭支援センターが今後も増えてくると増やすという方針だと思いますが、そこと児童相談所はどうリンクするのか、児童相談所の役割がどんなふうにセンターと分割できるのかできないのかという検討を、もう少しはっきりさせた上で、もちろん増設は必要と思いますが、その時にその分野を考慮に入れていただくということは大事なことかなと思います。

(議長)

はい、ありがとうございます。つまり相談の部分民間委託できるように、児童家庭支援センターという所に、児童相談所を設置するにしても増設するにしても、どの部分を民間委託できるのか、それを児童家庭支援センターなどその他にも民間委託できる場所はあると思いますが、そうしたものを含めて全体の相談体制を併せて考える必要があるということですね。

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

(委員)

私、この時には休んでしまってよくわからないのですが、児相のですね、土日オープンというんでしょうか、休みの日がいづらいいということが里親のほうからあるのですが、その辺はいかがかなと思ひまして。

(議長)

いかがでしょう。土曜日に開設している児童相談所も全国にございますけども、千葉県としては電話相談は1年365日開設をして、緊急の場合は土日でも対応するんですかね。土曜日に開所している県もないわけではないがその辺をどう考えるかですね。

(委員)

続けて言えば、市川児童相談所も大変立派なものができるまで、図書館があったり多目的ホールがあったりしますんで、そういうものを有効活用していただくためには土日、里親の場合ですとお父さんが仕事をしていたりしますので、土日に集まれるようなそういう場所を提供していただくと大変ありがたいと思ひまして。

(議長)

はい、業務だけではなく部屋の利用やスペースの活用にあたって土日を使えないかということですね。それは今、市川児相はできるんでしょうか。

(事務局：市川児相)

できると思ひます。特別な日にちが決まれば、職員がそれに応じてればできると思ひますが、職員がいなくて今のところ、貸し出しはしていません。

他の児相関係の仕事だとか児童福祉関係のものに関しては、場所の提供はしてはいますが、その時に一応、児相の職員が立ち会うということで貸し出しはしてはいます。

(議長)

職員の立会いを条件にしているわけですね。個人情報とかも色々あるからということでしょうね。そうすると少し限られてきますけども、そういう意味では今でも要望があれば対応ができるということですね。

はい、委員どうぞ。

(委員)

今のことにしてはですけど、市川児相はそういう多目的な部屋があるのでそういう活用の仕方があると思ひますけども、何でもかんでもすべて児童相談所というのだと、あまり現実的でないかなと。

例えば集まる場であれば、土日であればむしろ施設の方が活用しやすいということがあると思ひますので、児童相談所に頼るところが大きいのですが少し、求める所を整理する必要があるかなと思ひます。

(議長)

そういう意味では、例の緊急の場合の電話相談は対応して、そして緊急の場合は土日でも動くというシステムがあれば、そこは一時保護したりとかそういう決定権限は児童相談所じゃないと無理ですから、そうしたことも、あと、児童家庭支援センターなどの民間で対応していただくということもあるかも知れませんね。

そういう意味では、全体の相談のシステムをどうするかという議論の中で考えるべきことかもしれません。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。ひとつひとつ考えていきますとまず、全体のところでは、児童福祉司の増員、児童心理司の増員の問題が出ております。

これについては、どのようにするかということで、他県の実状もデータとして出して頂いているわけですが、これについては、他県の現状とか全国平均というのが1つの目安になることはもちろんなんですけども。

できれば目標とする水準をですね、設定をして例えば全国平均まではいくとかですね、というような水準を設定してそこに到達するようにしてくと、そういうスタンスが必要かなと思いますので、需要量調査とも関係してくるわけですが、児童相談所の職員の業務量調査などもあるいは、近県の状況、全国平均、交付税の算定状況、それらを勘案しながら標準量を配置基準の目安として目標水準を決定するという方向はこの報告書として出せるかなと思っております。

そういう形でよろしいでしょうか。書き方としてはそんな書き方で、そしてそこに近づけると、達成すると。児童心理司についてはヒアリングの中では、児童福祉司3人に2人とか、2人に1人とかという意見が出てきていますけども、これについても同じように児童福祉司何人について何人で行うことが適正なのか、それらについて近県の状況などを勘案しながら標準を決定することだけは決めておきましょうか。そういう方向で確認したいと思います。

それから児童福祉司がどんどん変わっちゃうとか教員がなっているととかという話がございましてここについてはいかが致しましょう。はい、委員どうぞ。

(委員)

東京のやり方が頭に入っているから、どこまで千葉県に対して適切に判断しているかわからないんですが、地域割りで分担して長くて3年みたいな状況で東京はやっているのですが、私が最近痛切に感じるのは、里親をわかっている福祉司が少ない。

それから障害に関しての福祉司さんのご判断はどうかかわからないんですが、虐待に関して例えばPTSDから何からDVからよくわかっていらっしゃる方とそうではない方があって、非常に多様なニーズに対して1人の児童福祉司が地域割りの中で全部対応することが果たしてどうなのかというのが今、疑問に思っているんですね。

こちらの赤い字にも入っているんですが、かなりエキスパート的な人がいらっしゃらないと適切なアセスメントができないという風に思うんですね。どうしても児童相談所だけでやらなければいけないものに対して、領域ごとのエキスパートの人たちをどうキープするかというんでしょうか。

そこと地域割りの福祉司の交代の年数とどういうふうにかみ合わせたら良いんだろうなと思っております。やはり、児童福祉司の資格要件ですかね、そこら辺までメスを

入れているのか迷っているんですが、私は、どんどん児童福祉に関して混乱度が深まっているので相当なものが要求されているし、今後もっと難しくなるのかと思っております。

(議長)

はい、ありがとうございます。この件については、委員は専門性の強化を図れと、委員は5年くらいはいるようにしろとおっしゃっていますので、是非専門性の強化については今後触れていくようにしたいと思います。

それから、里親については専任の職員を国の方でつけることになりましたし、是非これは里親専任職員をつけるという方向は、確認をしておきたいと思います。

あと、障害の問題については障害の分野を児童相談所の職務から切り離していいのではないかという意見があったわけですが、療育手帳の判定等については。療育手帳の決定権限は児童相談所なり委任しなければ県でやるという形になると思いますが、判定の児童相談所が判断するための粗資料を例えばリハセンターに作ってもらうということは可能だと思うので、そういう方向はどうなんでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

これは、私の所長としての現役の時代のことですが、柏児相の管内の中に松戸市は発達支援センターというものがあまして、その設立の時に松戸市の方と協議しまして、松戸市内の住民に関しては療育手帳の判定に関する部分は全面的に提携すると、資料は児相に送ってもらって最終的な障害程度の判定と発行の事務は児相がやるという形で松戸市はほとんど、現在、発達支援センターの方でインテークから調査からそういうものはやっているわけですね。

それで、発達支援センターは各市によって名称が違いまして、確か浦安にも相当なスタッフを揃えた福祉センターみたいなのがあると思いますが、各市にできつつありますので、それは個別の協議になるのかもしれませんが、それを全面的に推し進めていけば、障害に関する心理判定員、あるいは児童福祉司の業務はだいぶ軽減できるのではないかと思います。

(議長)

それは、進めることを検討した方が良いということでしょうか。

(委員)

そうですね。

(議長)

では、そのような方向で、1つ1つの児相ごとではやっているかもしれませんが、県として全体で検討を進めていくということではよろしいでしょうか。

はい、他にいかがでしょう。児童福祉司の民間人登用の問題は、どう考えたらよろしいでしょうか。民間に優秀な人材が、児童養護施設などにはいらっしやるかと思えますけども。

何かご意見はございますか。

(委員)

まずくはないと思います。ただ、今の現状は、学校の先生がいらしてますよね、実際には良いところと悪いところがありまして、学校の先生の子どもを見る視点というのが

あります。

それがそのまま継続して子どもの対応に向かってくるときには、大変マイナスが生じることがあるのと、それからいわゆる施設職員と福祉司の方の軋轢が生じる可能性があるということを含めまして、同じ子どもの仕事をしている専門職としてそのまま、たぶん勉強してからだろうとは思いますが、その辺の所の問題点が現場では出てきたりするという所もあります。

そうすると、いわゆる民間から登用の福祉司と委員長がおっしゃいましたが、それも可能ならば私はあっても良いと思うんですが、かなり難しいと思います。

なぜかという、今の教員の問題もそうですが、専門職になるためには子どもをどう見、どう抱えていくかという基本的な問題をきちんと捉えていくかということを見相の方で教育していただくとか、あるいは、ポイントを掴んでおいていただくということがないと現場に帰れない。

だから、現場の人をそのまま登用していただくなら良いんですけども、他の専門職の場合にはそういうちょっとしたマイナス面もありますので、民間登用があっても良いと思いますけども、きちんと見相での教育が必要ではないかなと。

見相で教育すると考えると、言葉に語弊がありますけども、その辺が現場としては気になるところです。

(議長)

民間登用というのは施設くらいしか考えておりませんが。つまり花崎先生の所からヘッドハンティングするというような。

(委員)

そういうことですね、例えば、専門職として学校の先生を考えてらっしゃることが多いのかも知れないと思ったものですから。

はい、そういう意味ではあっても良いと思います。

(議長)

はい、そうしますと、そういう方向も、応募してくださる方がいらっしゃるかはどうかはわかりませんが。今、県の採用試験だと年齢制限がありますので年齢制限を越えて民間人を登用できるようなシステムも検討すべきではないかということでしょうか。

はい、委員どうぞ。

(委員)

今の話にちょっとついていけない部分があるんですけども、民間登用というのは、退職して児童相談所に勤務するんですか、それとも一時的に出向という形で勤務するんですか。要するに施設で福祉司の仕事をするということではないということですか。

(議長)

まったく来てしまうのもあれば、人事交流もある。大学の教授とか。

(委員)

はい。わかりました。そうですね、措置とケアははっきりと分けたほうが良いと思いますね。さっき教員の話が出ましたが、前回は千葉県は児童福祉司の在籍年数は1.1年という数字でしたが、経験のある教員が来てるからいいんだというお話でした。

これは、全く私見ですけども、それはただちに止めるべきだというふうに思います。教員を児童相談所に配置することはとても良い事だと思いますけども、児童福祉司にするというのはおかしい。

それだったら、児童福祉司をちょっとした研修で教員にできるか、それであるならいいと思いますけどね、専門性を緩めて相互乗り入れするという形にするならば。

今の形だとなぜか児童福祉司は、誰にでもなれるみたいな形になっていて、これはいかに児童福祉司の仕事が低く見られているかかということだと思うんですね。

児童福祉司は児童福祉司としての専門性が求められるので、児童相談所に教員が来るのはとても良い事だと思いますが、児童福祉司は児童福祉司としての専門性を担保するものでなければならぬと思いますし、それと関係して、1.1年というのは少し気になる場所ですね。

(議長)

はい、ありがとうございます。今はもう、教員が即児童福祉司になることはできなくなりましたので、恐らく一時保護所の指導員などを経験した上で、児童福祉司になっているんだろうとは思いますが。経過措置がありますのでこれまで教員から即児童福祉司になった人はそのままいいということになっていますので、その部分はおいおい解決されると思います。

やはり、教員がこれだけ多いと言うのは改善していくべき、基本的には福祉職で採用していくということを基本として、あと、他職種いろんな分野から民間登用も含めて考えるということでしょうか。

あと、児童相談所に全体的なことについては、一時保護所の問題があると思いますが、はい、委員どうぞ。

(委員)

前回、前々回で発言させていただきましたが、児童相談所の相談調査課、診断指導課、一時保護課というこのあり方も同時に検討する。これは、グランドデザインよりは瑣末な部分なんですけど、例えば今の相談調査課の中に児童福祉司を増やして大所帯にしていく、あるいは診断指導課に心理判定員を増やして大所帯にしていく。

そして、一人ひとりの児童福祉司は、障害から児童養護から不登校・非行から虐待までやる。

私の現場の経験からしまして、前の時間に障害の子ども、あるいは保護者と会ったと、次の時間には虐待に取り組むというのは、結構切り替えが必要になってくるんですね。

経験の浅い児童福祉司が、この非行から不登校から虐待まで一人で、地域担当というのはそういうことになりますので、その辺まで検討していく必要があるのではないかと思います。

(議長)

はい、時代の状況、あるいは児童問題の複雑化、多様化に対応する児童相談所の組織体制の見直しということですね。その中には、虐待対策班の設置ということもありました。

児童相談所の現場からのヒアリングではあまり賛成ではないという御意見がありましたけども、ただ全国的な動向を見ればメリットデメリット等はあるようですので、少

しここでは設置しないというような方向ではなく、虐待対策班については、他県の動向やヒアリングなども他県に視察に行つて検討するというような書きぶりにしておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

はい、委員どうぞ。

(委員)

地域担当というと、普通は何町何丁目までは私で、何丁目からは別の人みたいな感じですよ。この前、ヒアリングに行つたんですけども、東京の品川児相では、地域ではなくブロック担当みたいな形で、目黒区を5人の児童福祉司で、ケースは順番や話し合いで担当する形になっていて、専門性とか経験とかを考えるとそういったことも1つのあり方かなとは思いますが。

(議長)

そうですね、東京は確かブロック担当のような形でやっているので、そういう色んな担当のあり方という児童相談所の組織体制というものも、再検討してみるというのもとても大事なことだと思います。今、委員の情報提供は非常に重要なことだと思います。ありがとうございます。

はい、委員どうぞ。

(委員)

児相のことばかり言って恐縮なんですけど、私はわりとコロラドに何回か行つていますが、ケースワーカーになるために大学を出て、その後自主的なのを2年間位やってケースワーカーになるんですね。

その中でスーパーバイザーになる人はまた別の訓練を受けますが、やはり福祉司のレベルアップできるトレーニングコースみたいなのがあった方が良くないかなと思います。

これは、全国的にお願いしたいことなんですけど、その中で特殊な領域をやれる良いスーパーバイザーが出てこない、はっきり言って里親に関しても虐待に関しても適切なアセスメントが出来ていかないだろうと思います。

最低の所をどこで抑えるかと言うのが、たぶん全国的にまだ成されていないと思うんですけど、その辺で、千葉県が何か良いきっかけができれば全国のモデルになるかなと期待しております。

(議長)

はい、ありがとうございます。前回、委員もおっしゃっていただきましたけども、現在、日本子ども家庭総合研究所に神奈川県からひとり1年間、虐待の家族再統合を研究のテーマに1年間研修生が来ておりました。

来年度、この4月から心理職の方が来ることになっておりますが、そういう日本子ども家庭総合研究所がそういうスーパーバイザーを育てるのに適切な機関であるかは別として、どこかに派遣していくということはとても大切な視点ではないかなと思います。

そういう意味では、派遣研修も含めて、初任者、中堅、上級のための研修システムを検討するという事はとても大切なことかなと思います。そのことは書き加えておかなければならないことかなと思います。ありがとうございます。

一時保護所についてはいかがでしょう。やや、他県との比較であれば今の報告で言えば、やや長い方ではあるが極端に長いほうではない。定員についても、そんなに少ない



ということでもない。

他の県も東京なども含めて一時保護所が足りなくなっているということがあるわけですが。考え方としては、後の議論にもなりますけれども、例えば富浦、生実、乳児院という民営化やあるいは公立施設として残す場合、そこに一時保護所を設置することも選択肢としてはあり得るかなど。

あるいは、民間の一時保護所があってはいけないということはありませんので、児童相談所に附設する一時保護所は公立公営でなければなりませんけれども、そうでないものについては一時保護の例えば、児童自立支援施設の一寮を一時保護寮にするということは可能だと思いますので、そういった方向も視野には入れておくことが必要かなと思います。はい、委員どうぞ。

(委員)

一時保護の機能について、例えば、幼児も一時保護所に入っちゃうんですけども、保護所に行ってる間は外に出られないですね。私、思ったのは、地域の中で今までの生活をそのままさせた方がよいような子どもについては、地域の里親さんに一時保護したほうが良いと思っています。

そういうことによって、里親制度も伸ばしていったほうが良いという思いがあって、あちらこちらでお話しているんですが、子どもの権利から考えますと長い子で、特に幼児で一時保護所で長いと、やはり愛着行動が抑えられて次の施設に行きますので、どうなんだろうなと思います。

やはり、子どもの発達の保障を一時保護期間中もするというのを、どこかに入れていただけたらと思います。

(議長)

はい、ありがとうございます。はい、委員どうぞ。

(委員)

私も同じ意見ですけども、幼児を児童相談所ではなくて里親さんを活用して一時保護するという形、確かアメリカではやっていると思うんですけども、委員がおっしゃったように、児童相談所の一時保護所に幼児が長期間いるということ、それを考えて一時保護しないこともあるというのは聞いておりますけども、その活用とそれから学童の場合は、子どもたちにとっての学ぶ権利を学習指導員の増員という形で整えようという考え方もあると思うんですけども、子どもたちの学習の面、それから友達との面もあってできれば短いほうがいいんですけども、そこをですね、別の方向で考えていかないと今、委員長がおっしゃるように、大きい子の問題は委託という形で考えられますし、もし、いわゆる一時保護所ではない形のものがもしできるのであるとすれば、そのほうが良いのかもしれない。一時保護所の問題というのはとても大きいと思います。

(議長)

はい。委員どうぞ。

(委員)

私も、幼児などについて今のお2人の意見に賛成で、里親など活用するのが良いと思います。一時保護についてお伺いしたいんですけども、何年前かに乳児院から児童養護施設に措置変更する時に、千葉県では乳児院の子を一時保護して、その後児童養護施設

にという措置変更しているという話があって、それはおかしいではないかと言ったことがあるのですが、今はどうでしょうか。

(議長)

どうでしょうか。事務局の方で。

(事務局：中央児相)

現在は、乳児院と児童養護施設側の話し合いがつけば、空き状況に問題がございますので 100%とはいきませんが、原則、乳児院から養護施設のほうに一時保護しないで措置変更する形になっております。

(委員)

空き状況ということは、2歳で措置変更ということが決まっているからですか。例えば、児童養護施設に空きがなければ乳児院に少し長く置いておくということがあっても良いと思うのですけども。

(事務局：中央児相)

もちろんフォローはしております。きっかりではないんですが、色んな状況的な問題があって子どもの状態によることもあります。

100%が一時保護しないわけではないですね。一時保護する子どもも1割はいきませんが若干名います。

(委員)

原則は、養育の継続性とかパーマネンシーとかそれから措置変更、生活の場を変更することの回数はこれは少なくしてほしいと思います。

(議長)

はい、ありがとうございます。委託一時保護についてですが、恐らく里親にお願いするとした場合、委託一時保護だと非常に委託費が少ないので、措置と委託措置という形となるだろうと思うんですね。

その場合の問題点は、緊急に一時保護をしてですね、緊急に里親に委託した場合、実親がどういう状況がわからない状況の中で里親さんに委託してしまうということは逆に危険なことがあるんだろうという風にも思いますので。そうした状況も原則論としてはわかるんですが、児童相談所一時保護所なり一時保護専門の施設できちんとした状況がわかってからでないとかかなり危険ではないかと思うんですが、その辺はそういう原則論ということでよろしいでしょうか。

(委員)

委員長のおっしゃるとおりだと思います。たぶん里親は一時保護を受けることについてお金の問題はそれほど大きくはなくて、むしろ情報がない。どういう子かどういふ家庭かがわからないということが一番大きいと思うんですね。あと、やはり里親に委託するということを考えた場合には、施設もそうでしょうけど、緊急の場合は無理ですけど、健康診断を委託前にしてほしい、肝炎とかを持っている子どもが多いので。千葉県はどうなっているかはわかりませんが、健康診断をするシステムを作ってほしいと思います。

(議長)

はい、私はむしろですね、その自傷他害のある思春期の子どもたち、あるいは学童期

の子どもたちでもいいんですが、その子ども達の緊急の一時保護の場所、そちらを別に作ったほうがいいんじゃないかと思うんですが、それは情短施設なり、児童自立支援施設に附置するイメージなんですけども。

そこでパニックになっている子どもとか、あるいは虐待や非行で自傷他害のひどい子どもたち、場合によっては行動の自由の制限とは言いませんけども綿密な濃厚な配慮が必要だという子どもたちの一時保護ユニット。こっちのほうが必要なのではないかと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

(委員)

1つは、委員長がおっしゃった乳幼児の一時保護のことですけども、可能かどうかは別としても、取りあえずあちこち移すのは良くないとか抱え込みがないといけないという意味で一時保護所に保護して、それから乳児院ではなくて、里親さん、お家に預かっていただく。

それはですから、普通の里親さんではそういったことも考えられるんですけど、児童相談所と提携をして、そして一時保護の乳幼児の場合にはお願いできるという方を何人か選定しておくという状況の中で可能かと思うんですね。

それは場所として一時保護所にいるのではなくて、一時保護所に保護した形ですけども保護所にいるわけではなくて、里親さんが面倒を見てくれているというふうな状況の中で、児相との連携の中でやるということでない、単に委託という形でしてしまうとちょっと意味が違うかなと思うんですね。

そして、その後の調査の中で委託がどうなるかというのはだいたい1か月くらいの猶予の中で児相が調査をするわけですから、その辺の絡みとも考えて、その部分を言いたかったんで、もしかしたら委員も。

(議長)

でも、それは短期措置で1か月でできるんで、それではだめですか。

(委員)

ですから私も、今もやっていると聞いてはおりますけども。

(議長)

だからそれは、一時保護じゃなくても委託で良いということですよ。

(委員)

ただ、そうしますときちんと委託をする場合には、調査の上での委託が前提となりますでしょ。そうじゃなくて、調査はされないけども、とにかく保護して来て、それを保護所ではなくて里親さんのところで。情報も何もない中でだけ、とにかく何日かそこにいなければならぬ時の子ども状態のことなんです。できるかどうかはわかりませんが、1つの考え方として。

それから、学童その他の場合の学校に行けないというのがある。これはしょうがないですね。今、委員長がおっしゃるような情短の施設があればそこで附置された所にいることによって、もう少し学習権とかその他のところが保障してもらえると良いかなと思いますね。そういう考えには賛成なんです。

(議長)

わかりました。そうしましたら一応報告書のスタイルとして、乳幼児やあるいは学童

思春期の自傷他害行動の激しい他の子どもたちと、なかなか一緒に生活できないそういう子どもたちのために、里親や情短施設などを活用した委託一時保護の積極的な活用を図る、というような形でやっていきましょか。

はい、わかりました。ありがとうございます。その他にはいかがでしょう。先ほどエキスパートのことがでておりましたけども、虐待エキスパートにしてもこれはちょっと現場の方の御理解が、常勤職員という形でとられてしまったのか、なかなか難しいというご意見がありましたけども、そうではなく、例えば会議などに出席して非常勤としてですね、そして虐待という視点から全ケースを見て意見を言っていく。そういう方の存在、つまり外部人材も活用した虐待エキスパートの配置などについては、少し入れておくような形にしたいのですが、よろしいですか。

今、千葉県は制度としては虐待の専門員会議みたいなものを持ってらっしゃるんですけど。それとは違う。何人かを弁護士さんとか専門家を登録しておいて、何か困難ケースがあった場合にその方に相談するというプール制の人材バンクはあるんですけども、それではなく特定の方に継続的に会議などに出ていただいてサポートしていただくと。こういうイメージでよろしいですか。

非常勤職員でもいいし、常勤でもいいだろうと、よろしいですか。はい、ありがとうございます。では、その他にはいかがでしょう。はい、委員どうぞ。

(委員)

児童虐待死亡事例のところからで、委員会から出ている中の赤い部分に、精神保健福祉相談員の配置とか保健師の配置のことが書かれています。

これもとても大事なものだと思いますので、看護師さんだけではなく、こういう方たちが児童相談所にいてくださるということは大変重要なことですので、これもきちんと入れていただいたほうが良いと思います。

(議長)

はい。おっしゃる通りですね。多様な専門職、特に保健師とか精神保健福祉士とかですね。大事な事だと思います。さてその他いかがでしょう。もうしばらくして、今度は県立施設の方に移りたいと思いますが。はい、どうぞ。

(委員)

蒸し返しになりますけども、この一時保護で里親の活用と言うのはだいぶ私は千葉県の方でやっているんだらうと認識しているのですが、あるいは手当での改善等もあったりします。

一時保護のどういうメニューがあるのかといいますかね。個人的な思いですけども、今のように専門、民間に預けることも含めて他県の例だとか是非知りたいなど、一時保護のあり方、方法というのは他県ではどうなのかと。この資料には入っていないと思います。

(議長)

そうしましたら恐縮ですが、今日お配りいただいた資料はとても参考になったのですが、この基礎資料のですね1ページのところですが、ここに一時保護所関係というのがあって、保護所の民間委託の有無という欄がありますが、この他に委託一時保護ということですね、国の調査でも統計が出ておりますので、それを是非、国の全体のものと

近県のものですね。次回で結構ですのでお知らせいただいでよろしいでしょうか。

委託できるのは、もう誰にも委託できるんです。里親でなくても民間人できますし、警察でも良いです。警察の場合は24時間を超えてはいけないことになっていますが、施設もあつたり最近はこの委託一時保護がかなり増えてきています。はい、お願いします。

(委員)

一時保護は中身が色々ですよ。緊急に保護するものと、それから観察のために施設に入れる前に保護するのと。

(委員)

一時、東京で随分里親さんに一時保護的に委託した時期があつたんですが、施設がいっぱいの時。

(委員)

その評判が悪いんですね。緊急性があつてすぐ預けはするんですけど、施設が空いたらすぐ連れていってしまうということ。どうして長期委託にならないのかという、逆の意見を里親さんから出てくることもありましたね。

(委員)

里親さんにきちんと委託方針をお話すべきだと思うんですが、私が知っているかぎりでは、兄弟を一緒にするんだけど、下の子がすぐ施設に入れられないからお兄ちゃんと一緒になれるまでとか、それから親がすごく難しいから一時の間とにかくお願いしたいと。やっぱり委託方針と言うのは里親さんにきちんとお話すべきだと思います。

(議長)

はい、児童相談所についてかなり御意見を頂戴致しましたが、他にはいかがでしょうか。はい、委員どうぞ。

(委員)

あまり大きなことではないかもしれませんが、施設の方にも専門職がどんどん増えていきますね、ファミリーソーシャルワーカーとかそれから心理職も今度はきちんと置いて良いということになりましたし、そういうものと児童相談所の中の専門職との整合性みたいなものをきちんとしておかないと。

例えば心理職がいた場合に、今まではずっと児童相談所の心理の方にお願いして、その方の指示を仰ぎながら色々なケアをしてきた経緯があるんですけど、今度施設の中でそれができるあるいはまたセンターができると、そこにも心理職が配置されているとか色々な所で、そういう専門職がいることがありますので、どっちでやった方がいいのかということで現場としては大変迷ってくると思うんです。

それから、ファミリーソーシャルワーカーも施設側でやる部分とそれから児相側でする部分と整合性に欠く場合にそこでトラブルが起こる可能性もありますので、そんな所も大事なもののなかなと思いました。

(議長)

そうですね、おっしゃる通りだと思います。特に、同じ心理職といっても児童相談所は行政機関ですから行政機関の心理職の仕事と臨床施設の心理職の仕事と言うのは明らかに違って当たり前なんですけども、今はそれこそ未分化で、あるいは専門性も心理

職といっても虐待に強い心理職もいれば、施設にはそういう心理職がないとかですね、そういうようなことであれば児相の心理職が本来は行政マンだけでも臨床をやるというようなことはあり得ないことではないと思います。

そこは融通しながら、でも行政機関の心理職と臨床施設の心理職は自ずから役割が違うわけですからそこも視野に入れて、整理をしていくと。

とても大事なことだと思います。ありがとうございます。はい、どうぞ。

(委員)

児相の中で里親担当の専門委員がおりますし、これからまた専任を付けるというわけですけれども、里親のお話を聞いてみると必ずしも里親の問題意識とフィットしていないというのがありまして、里親の事を良くわかっている人になっていただきたいなあという所があるんですけども。お願いというところです。

(議長)

この間の千葉県の里親大会の所でも出ていましたね。里親の事を良く知った方が相談を受けられるような、そんな相談員がいてほしいということがありましたから。

そういう意味では、里親担当の県職員とそれからもう1つ、相談員のようなものとね。それは里親会が中心になっていくのか、少し棲み分けをした方が良いと思いますね。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

また、今日頂いた御意見をもとに事務局のほうで素案を作成していただきますので、それを基にさらに議論ができると思いますので。続いて県立施設の方に移って行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

はい、それでは続きまして、「千葉県における県立児童福祉施設のあり方について中間取りまとめ」と題する資料2を御覧頂いて、ここについては、基本方針をまず決めていかなければならないということがありますが、いかがでしょうか。はい、委員どうぞ。

(委員)

たぶん、その前段階の議論になるかと思うのですが、私の持っている資料だと第5回のときの基礎資料で、この中に乳児院、児童養護施設の児童1人当たりの月額費用というのが載っているんですね。

これを見ると、富浦学園の場合は1か月1人当たり45万円かかっていると。民間施設は20万から27万。乳児院は、1人の子どもに対して96万円。他の乳児院ですと61万円ですね。

今まで私の知っている範囲では、乳児院の子どもは1か月50万、児童養護施設は約25万というふうに聞いていたんですけども、考えてみれば千葉県に限らず公立施設はこんなかもしれないと思ったんですけども、乳児院を充実させるという時に月1人約100万ですね、これをもっと増やせというのは、社会的な合意が得られるかというのが非常に大きな問題で、1つの意見では子どもにもっとお金をかけていいんだという意見はあると思いますが、ただ民間施設と比べて1.5倍くらい費用が高い。

それだけのケアをしているのかということはこのからの議論の1つの前提として踏まえなければいけないことではないかと思います。

(議長)

はい、ありがとうございます。もう1つは全国的な動向で今、公設公営の乳児院が

110 いくつかの内何か所という話でしたでしょうか。少しうろ覚えなんですけど、一桁だったと気がするんですが。どなたか覚えてらっしゃる方はいらっしゃいますか。

千葉もそうですね。神奈川は中里ですよ。あと千葉だけですかね。そういう全国的にどういう状況になっているのかと。というのも近県比較ということもありますので、それらも考慮にいれていくという形になると思います。

いかがでしょうか。いくつかの、実はこの提言の中には選択肢があるわけですので、パッと決めにくいということがあると思います。

例えば、県立こども病院と併設というか組織的に一体化すべきだとなると県立こども病院は公務員ですよ、みなさん。県立こども病院は委託しているわけではないですよ。

そうしますと、それと併設というか機能統合するという形になると公立ということになって、それで意見としては、県立子ども病院との合築を望むというような方向性も出ておりますので、そうなる公立のまま残してという選択肢もあり得る。

しかし、そうでなければ、例えば富浦学園の民営化ということも考えれば、あるいは民間に移譲することもあり得ると。ということでいくつかの選択肢によって違ってくる所もありますので、明確には決めにくい所ではあるんですけども、基本的な方向としては、どうかということなんですけど、これはやはり、民間にできることは民間に、というような今の政府に迎合する必要はないですけども、委員の御意見、あるいは全国的な動向なども踏まえるとそういった方向も 1 つ確認をしておいて良いということでしょうか。

はい、委員どうぞ。

(委員)

今の方向性で良いかなと思いますが、この 1 ページの県立施設の役割というところで、真ん中のところに県立施設としての役割及び機能の具体的な事例ということで挙げられていることとして、一番最初の里親とか小規模施設、あるいは里親型のグループホームとのバックアップ機能というのは、これは県立施設でなくてもできることですよ。

それから、民間施設では対応困難な専門性の高いケースの受け入れということがありますけども、これは果たして公立ではなくてはできないのかということですよ。民間の施設でもそれぞれ特徴のあるケアをしている所もあるわけですからそこで専門性に合致したもので、解決はできると思います。

ですから公立だけが専門性が高く、民間は専門性がないという考え方ではない、むしろいけないだろうと思います。専門性が高い民間施設も出てこなければならないと思いますし、ですからここも、やはりただ障害児のケアなどの特別な場合ということが 1 つ含まれていますので、これは民間では難しい場合もあると思います。

あとは、次のページにあります先駆的な先導的な役割を担うべきものとして、情緒障害児の情短施設をということがあります、ですからこれがですね、唯一、公立であるべき理由というふうに考えられると思います。

その下の丸にあります広域的な視点からの、これも特に公立でなければならないというわけではないと思いますので、そうなる施設そのものは民間でも良いけれども、情短のようなそれこそ専門性の高いものについてはやはりきちんと県がですね、あるいは

県が指定そして民間がやるという形でも良いんですけども、きちんと県がバックアップして、それを作っていくというふうな形が良いのかなと思います。

(議長)

はい、ありがとうございます。委員から非常に貴重なご意見をいただきました。では、委員どうぞ。

(委員)

委員と少し違うところはですね、情短自体は民間の情短もあるわけですし、むしろ福祉の歴史を見ると、先進的、先導的なことは民間が担ってきたという所もあると思うんですね。

本当に公立で担うべきことはむしろ、専門性の高いケースで、乳児院の場合は本当にやはりなんで乳児院で見ないといけないかというのはあるんですけども、重症心身障害児にあたるような子どもたちもいます。それから神奈川県の中里学園の乳児院、児童養護施設は28条ケースが100人くらいで12とか13ケースくらいいるんですね。

そういった障害児、虐待で親が非常に問題性の高いというのは、もし県立を残すのならばそういった所が担うべきものではないかというふうに思います。

(議長)

はい。委員どうぞ。

(委員)

委員のおっしゃることはよくわかります。ただ、情緒障害児の施設をなぜ県でというふうにかといえますと、もちろん民間でこれをやるところがあればいいと思いますけれども、なかなか千葉県では難しいのかなという現実があるものですから、そうするんだったら、ひとつきちんとそういったものがあつたらいいんじゃないかということです。

ただ、先駆的な役割を担うべきものは情短だけではないわけで、様々な問題は民間の施設が負っているところが大きいと思いますけども、それはそれで良いんですけども、情短がどうしても必要、だけど今、民間の我々を含めた様々なところでは私の知る限りではですけど、違うところが例えば今は福祉の関連だけではなくて、お金はどこかで出してくださいというところがあればそれはやってもいいと、100%公立でなければならぬというわけでは全くないわけですけど、今の千葉県の現状ではそうかなということでも申し上げました。

(議長)

ありがとうございます。委員どうぞ。

(委員)

ちょっと最近の状況はわからないんですけども、以前随分関心を持たれたのはエイズ、もう少し多いのは肝炎ですね。こういった子どもはやはり病院と近い所が必要なのかなという感じはします。

どれくらいのニーズがあるかということにも関わってくるのだと思いますが、東京ではエイズの子なんかいます？

(委員)



首都圏ではいました。

(議長)

そういう意味で考えると、情短施設についてはこれは前回確認した通り、必ず設置してほしい。そういう報告書にすると。運営主体については、公設公営も含め、でももっと適切な所があれば民間も視野に入れて民間委託を考えながらやると、こういった形でいわゆる両刀を睨みながら、とにかく設置することが一番大事であるということでしょうか。

それから、乳児院についてはもちろん民営化していくという選択肢もありますし、それからもう1つは今おっしゃった重心とか障害とか虐待とかそれから色々な病気のことを考えると、県立こども病院との併設の問題というのはやはり考えなければいけないと。

その場合には、県立こども病院をどうするかというのは、そもそもあるかと思えますけど、運営主体を一緒にして考えるということはあって、やはり残しておくというかそういう方向は考えるべきでしょうね。

もう1つは、乳児院そのものが少ないですから千葉県は。そういう意味で、今ある民間の2つの乳児院ですか、1つはほとんど千葉市になっているのでしょうか。

だとするならばもう1つ乳児院を設置するというのも、乳児院を設置するのかり親を開拓するのかわかりませんが、考えると。

はい、委員どうぞ。ちょっとこの辺のところは、各委員のご意見を伺いたいところですね。

(委員)

少なくとも東京に関しては、幼児が児童養護に入りきれなくて乳児院にいっぱい入ってきてまして、私は、乳児院と児童養護の今までの住み分けはもう撤廃しちゃって、ゼロから幼児、学童くらいまでそのダブリがいっぱいあって良いと思います。

乳幼児はやはり個別化が必要なので、どこまで乳幼児を里親さんでやれるか、特に親つきですから。親つきなのとやはり不調があるんですよ。

乳児院でたくさん出しますとね。職員はみんなハイリスクハイリターンって言っているんですけど、里親委託をね。

そういうこと考えますと、基地的にどういう状況でも子どもを預かれる母体は作っておいた方がいいと思います。

それが病院併設の方がいいかそうではないかは、また別なんです。エイズであるとか肝炎であるとか、やはりきちんとアセスメントして里親さんの御家庭にお願いしませんと、乳幼児って本当にリスク高いです。

大変な時にすぐに応援できる、あるいはすぐ引き上げられる体制を作りませんと、乳幼児はすぐ死亡に至りますので怖いと思いますので、一番乳幼児の解決というのが難しいかなと思います。

児童養護がどんどんグループ化が進む中で、乳児院が取り残される危惧がありますね。乳幼児専門の里親がどこまで開拓できるか、もう親付きをやっていたくしかないんですけれども、それからどこまで施設機能が里親をバックアップできるか、そこらへんかなと思っています。

(委員)

ほとんど同じ話ですけども、東京には都立母子保健院が病院併設の乳児院があったんですけども閉鎖されたんですね。ただ、東京では日赤がそういう病・障害児をかなり集中的に預かっているという現実があります。

それから、そうすると病院併設があるといいと思いますし、もう1つは乳児院のニーズを考えると乳児院ではなく、乳幼児ホームというような形がこれから必要なんだろうと思います。里親を増やさないといけないけども、里親が全部代わることではないと思います。

(議長)

わかりました。それでは少し整理をしてですね、乳児院については県立子ども病院との併設も考えると、それからもう1つは乳児院だけを単独で作るのではなく児童養護施設との併設を含めて考えると、これは民間でやると。

こういう整理でよろしいですかね。はい、どうぞこだわってください。

(委員)

例えば、私たちの分野では、2歳で措置変更して児童養護施設が預かるというのは大変なことだと思うんですね。

子どもの別離体験を増やすこと、そして愛着関係が付き始めた頃に離すということは、今の制度から見て誰が見ても良くないということは明らかだと思います。

ですから委員がおっしゃったように、幅をもたせるという意味でそれを乳児院で幅を持たせるとおっしゃいましたけども、養護の場合でも今の段階では、乳児さんは預かれないですし、幼児さんもほんとに2歳から預かってはいますけども大変な状況ですよ。

それに対するきちんとした手当てがないとできないんですけども、でも部屋の問題とか職員の問題とかが、今委員がおっしゃったようなホームが施設の中に別枠で設置できるということがあれば、別に児童養護施設が乳児院を作らなくても、そういうホームを1つもつということがあればできますが、それに対するケアが県の方のケアがきちんとできる、お金のことと設備のことに対してですね。そうしたらできますのでそれも1つの選択肢だと思います。

(議長)

なるほどね。今、そういえばあと2つある民間施設は、児童養護施設と乳児院が一緒になっている所ですよ。だからそういう施設が、他に1つなり2つできていけば、良いだろうということでしょうかね。条件をして。

(委員)

施設を作るとなると大変ですし、またそれがいいかどうかの問題があります。ホームが良いです。乳幼児に対応できるような体制さえあればそれができますので、そんなものも1つの方向かと思います。

(議長)

わかりました。新たな施設を作ること視野には入れるけれども、あるいは乳幼児ホームというものを、あるいは児童養護施設と合築することを視野に入れるけれども、そうではなくて児童養護施設そのものに乳児が入れるようなホームを作っていくようなことも現実的な方向としてあるんじゃないかということですね。

はい、ありがとうございます。かなり基本方針が定まってまいりましたが、そうしますと、富浦学園については民営化の方向ということを確認してよろしいでしょうか。

ただそうしますと、例えば乳児院と県立施設の併設ということになると、そこに児童養護の、もし公立でいくのならば、その子どもたちが大きくなって措置変更されるよりはそこで公立で一部、例えば乳児院が20で児童養護が30くらいの定員で50人くらいの公設公営のものが1つあって、そこは病院と併設していて、大きくなっても医学的な専門的なケアができるとこういう公設公営になるか民間移譲になるかはわかりませんが、こういうものがあっていいという感じですかね。それは必要ない？乳児院は乳児院でいい？20と30くらい。30が下限だと思ったから。定員50。

(委員)

1つは県立こども病院の機能がよくわからないで、精神科があるかどうか、あるならば情短にして虐待を受けられるみたいな形にできると良いと思いますけどね。

(議長)

はい、わかりました。ここはじゃあもう県立こども病院さんの意向もあるし、我々が言ったってどうこうなるものではありませんから、この部分は、児童養護やあるいは県立こども病院との合築、併設等について検討するというようないくつかの選択肢を示すような書き方しか出来ませんね。相手の意向もあることですし。

県立こども病院のシステムを我々がきちんと把握しているわけではありませんので。確か精神科はあったと思うんですけども、そこはぼかした形になるかと思います。ありがとうございます。

それから児童自立支援施設の機能を含めてということになりますが、これについてはいかがでしょうか。国の報告書はもう出たのでしょうか。私は審議会で説明は受けたのですが、最終報告書は見えていないのですが。

(事務局)

第9回の検討委員会の時に、第8回の議事次第が入ってました。その中に報告書が入っていたと思いますけど。案です。

(議長)

それは案ですよ。ですから報告書は出たんでしょうか。私が聞いた範囲では、民営化については結論を政府に任せると、民営化する場合にはこうこうこういう所に注意が必要だという書き方になっていました。

それを受けて政府の方で検討して、来年度に結論を出すということで社会保障審議会の児童部会では聞いていますのでどうかわかりませんが、私は是非民営化できるようにしてほしいという意見を述べましたけれども。

結論はまだこれからの検討になるだろうということになります。そういう意味ではこの報告書の中では、それは。ただ報告書ですからできるできないは別として、民営化をすべきという意見を出すことは可能ですけども。はい、どうぞ委員どうぞ。

(委員)

現場で常に思うことですが、子どもをですれ分けるということに対する抵抗感が非常にあります。つまり児童自立支援施設、具体的に言えば千葉県は生実ですが、

その生実学校に行くということと児童養護施設に行くということについてですね、形態も違うわけですが、しかしそれに対する様々な意見がある中で、子どもにとって見ると、どこで区分けしていくかというのは大変あいまいなことだと思いますね。

やはり、生実でなければならぬケースがどれだけあるかということとか、生実から施設に来ることに対して、施設が抵抗を示すということがあると聞いておりますけれども、その辺の線引きが全然はっきりできていないし、また、するべきではないと私自身は思います。

子どものバックグラウンドはそんなに変わらないわけで、ただその子がどういうことを現実にしてきたかということだけで分けるとしたら、それはあまりしない方がいいのかなと思ひまして。

ですから私としては、生実の存在はもう少し、残すなら別の形のものをというふうに思いますが、基本的にはむしろ逆に子どもを選別してしまう1つの理由になるような気がしておりますので、そこをいつも疑問に思っております。

この子はなんで、生実にやらなければならないとか、生実に行かせたらどうだとか、そういうことが子どもに対しても、子ども自身がプレッシャーに思ったりするということが現実にはあるわけですから、そういう意味も1つ考慮していただく必要があるのかなと思ひます。

(議長)

はい、委員どうぞ。

(委員)

ただ、実際には児童自立支援施設は都道府県で必置ですよ。だから作らないと行けない。今の枠組みの中で。

(議長)

ですからそれをするためには、児童福祉法の施行令か施行規則で、職員は吏員でなければならないというのがあるんですが、吏員を取っちゃえば民営化できるわけです。吏員というのは行政マンのことですから。

(委員)

ただ、児童自立支援施設は東京家庭学校とか。

(議長)

もちろん民間で作ることはできます。もう1個作ることはできます。民間でもう1個は作ることはできますけども、必ず公立で1個作らなければならない。

そういう意味では、今回の基本的な方向の中では、国の方がおそらくこの6月の報告書が出るまでには民営化も容認するというような方針はでにくいかなと思ひますけども。

実際には他県でもそれで動き始めているいくつかの4つか5つくらいの県では民営化で動いているという話も聞いていますので、そうせざるを得ないのではないかという感じはありますけども。

ここでは国の方針を待ってという形にしておきますかね。今、委員がおっしゃいました施設種別そのものをこういう分け方でいいのかという根本的な議論はあるんですね。それはおっしゃる通りなんですけど、法律上今はそうなっておりますから、そこはそう

せざるを得ないのかと思います。

ということを前提とした上で、今度は生実学校に、児童自立支援施設にどのような機能を期待するかという点での御意見はいかがでしょう。

ですから、報告については国の動向を見ながら民営化も視野に置きつつという形で、公設公営で行くという結論にはしないということにしたいと思います。

機能についてはいかがでしょう。児童家庭支援センターを設置すべきだとかですね、意見が自立支援寮を設置すべきだとか、自立援助ホームのバックアップを強化すべきだという意見がございましたけども。特にこれは強くいって考えておかなければならないというものがありませんでしたらお願いします。

(委員)

たぶん、定員充足率やそれからニーズの問題があって、児童自立支援施設に情短機能を付加するという議論があると思うんですけど、これは神奈川県で7、8年前ですかね、大磯学園を実態的に子どもたちは反社会的で非行と表すか、非社会的で閉じこもるか、表れ方は違うけども根っこには不適切な養育があるから、同じであるということで大磯学園の2つか3つある寮の1つを情短機能を持たせるといった方向に進んだんですけども、印象としてはあまりうまくいってないような、やはり情短と児童自立支援施設というのは随分違うのではないかと思うので、情短施設機能を付加するというのはあまり適当ではないかなと思います。

(議長)

はい、ここでは情短施設は単独で設置するという形の方針になりましたので、ここは削除という形になると思います。他にいかがでしょうか。

よろしいですか、はいどうぞ。

(委員)

4 ページですかね、児童福祉施設の人事異動ローテーションの4 がありますけども、長期に職員がいて出てしまった子どもたちに対してもというようなわけですけども、施設を出て自立していく子どもたちを見届けると言いますかね、そういうものを民間、例えば里親、実は私も高校3年生の女の子を1年間やっことありますけども、なんかそのような長期的に見届けられるようなボランティアであるとか里親の活用が必要なのかなと。

施設の中で長期的に出てしまった子どもたちを見届けるのは難しいかなと思いますので。何かボランティアないし、里親などの民間が施設からでた子どもたちをずっと見届けるようなそういうことを考えられないのかなとは思ったりしてるんですが。

(議長)

はい、職業指導里親みたいなイメージですかね。自立援助ホームを里親さんがなさるというイメージでしょうか。自立援助ホーム。はい、よくわかります。おそらく、ふるさと里親というか家庭生活体験事業などを里親さんと施設がずっと継続してやっていけば、施設の職員が変わったとしても里親さんが変わらなければ、夏休みに遊びに行くとかそういうことが出来ますよね、そういうイメージですね。大切なことだとは思いますが。委員どうぞ。

(委員)

まさにそこは民間施設の方がやりやすいのではないかと思うんですね、公立施設は、ほとんど人事異動で人が変わってしまいますので。民間施設だと、委員が何年やっているかわかりませんが、たぶん小さい頃にいた子どもが来たりというもあると思うんですね。

それから里親は、だけど養育に関わっていないケースは難しいですよ。施設でボランティアをやるにしても、自分の小さい頃を知っている人がいないと難しい。里親は里親で措置委託解除になっても来る、そんな場所であってほしいですよ。

(委員)

ふれあい家族と言いますか千葉県の場合には、施設の子どもたちを3日とか夏・冬とかそういう預かり方をするんですけども、そういう縁から長期に渡ってそういう形になるというケースもあるので、極力民間の誰かがボランティアでもいいですから私はあなたの担当、後見人制度じゃないですけど。そういった形で長期に見守ってあげられるような仕組みができれば非常にいいのかなと思います。

(委員)

施設でそれができないかというのが1つあると思うんですね、私のところはもちろん、うちにきた子どもたちは出てもずっと面倒を見るということですので、みんなふるさととして帰って来てますし、なにかあれば来ておりますし、それは心がければできなくはないことです。

今、委員がおっしゃるように、確かに若い職員が代わったりする事が多いですけども、でも基本になる職員が何人かいたりあるいは施設長はそこにいるということもありますし、ですから施設がそれをできないというわけではないですよ。

ただ、それだけでは不足であるというようなことは私も考えています。もう少し子どもたちは人間的な関わりがあったほうが良いと思っておりますので、ふれあい家族に似たような、うちでは全部の子どもが里親さんではないですけどホームステイ先を持っていますので、そのホームステイ先にも卒業して就職した後も関わり持っていたりすることもあります。

ですから、そういうような意味ではあることは大変良いと思いますが、不自然な形をつけるということはちょっと難しいので、関わりを持ち合いながらやっていくという意味では、施設と里親さんの協働ということの中でその辺を図っていくということの方が良いのかなと、なんか1つ制度とか設備とかを作るよりもですね、その方が良いのかなというふうに思います。

(議長)

私の方から1つおうかがいしたいのですが、14ページを、今日お配りいただいたですね資料2の基礎資料の14ページを見ますとですね、中学3年生の子で児童自立支援施設でそのあと4月からはどうするのかというので、6名が実習訓練と。施設の中ですよ実習訓練という形になっていますよね、あの中卒児は今結構増えているんでしょうか。その実状と実習訓練等の内容を教えていただければありがたいのですが。

(事務局：生実)

ここ数年やはり増えています。一応、実習等という形にはなっているんですが、高等部は一応、学校場面ではないのですが生活部の方でもっています。当然やはり、短期間

の入所の子、ある程度就職のめぼしのついた子に関しては授業の合間にそういった体験実習をさせています。あとは進学する子、残っている子もいます。

(議長)

進学というのは進学する時には家庭引取りでということですか。

(事務局：生実)

はい、そうです。予算的にはついてるんですが、学校の中から登校というかたち、通学は厳しいです。施設自体で生活の時間帯が違いますので、ほんとはそういった形の寮があると一番良いんですけど、現実にはできません。

(議長)

そういう意味では、ここから意見になるのですが自立援助ホームを、例えば前回ですと各児相管内ごとにですね、1個作っていった方が良いんじゃないかという提案をしているわけですが、急にはできるわけではないというようなことを考えると、この児童自立支援施設が今、かなりいっぱいなのですが、児童自立支援施設でもしそういう機能が附置できれば、事務局がおっしゃったような自立支援に向けての、あるいはそこから就職する、そこからここに通う、そういうような機能をここで、この児童自立支援施設が持っていく、というようなことも考えられなくはないかなという気がしたんですけども。

そうしますと、ここら辺の児童自立支援施設まで続いてずっと支援していけるかなというような思いを持ちました。

そういう意味で、自立支援寮というのはとても大事なのかなと思いました。

それともう1つはこの児童自立支援施設の地域の理解とか定着の問題がでておりましたけども、そういうようなことで何か工夫とかで皆様方で御存知のことはありますか。これは制度をどうするかというよりは、プログラムの中身、運営の中身という形になりますけど。そんなことでも結構ですからありましたらお願いします。はい、委員どうぞ。

(委員)

ずっと前に青少年センターの機能があってそれは大変いいなと思っておりまして、東京都ではそこに15から18歳の施設として認められているということなんですけども、15歳から18歳までのいわゆる大変な子どもたちで、ドロップアウトしてしまいそうな子ども達のためにそこでは職業訓練をしているわけですよ。

施設の中に住んで附設の職業訓練所に通う形で、そして例えばそれが1年なり2年なりできたら就職の糸口というのはたくさんあるわけですから。そういう機能を持つということはすごく大事なことだと思うんですね。

私もずっと考えていて、この前も言ったかどうかはわかりませんが、今社会の中でドロップアウトしている少年達、高校中退だったり、あるいは中学でぶらぶらしてて、どうしようもない家に帰れない、帰りたくないというそういう子たちのための予防の意味も含めてですね、職業訓練ができるようなところ、訓練所、あるいは訓練校みたいにはっきりしてしまいますとまた拒否反応が起こりますので。

もう少し抱え込む職親的な訓練をしていただけるような場所が必要なんじゃないのかとずっと思ってきたんですが、そういう機能の一部がこの児童自立支援施設に附置されているということであればそれは大変有効かなというふうに思います。

(議長)

はい、ありがとうございます。時間があと 10 分ほどになりました。全体を含めてということで結構ですけども、このことは前回と今回でなかったけれども大事だということがもしありましたら提案していただければと思います。

はい、委員どうぞ。

(委員)

この県立 3 施設は建物の老朽化がかなり進んでますよね。そういった意味ではこの報告書を早く出すということも大事だし、それから、これから施策の中で優先順位を高いところに置いて、建て替えるということは今のままではなく、ここでの議論を踏まえた新しい形での建て替えという事を早急に進めてほしいというふうに思います。

(議長)

はい、ありがとうございます。委員からは前回もですね、もう待ったなしだということで進めるべきだ、ということで御意見を頂戴しております。その他にはありますか。委員どうぞ。

(委員)

私も民営化という方向を大きく出すということは賛成で、とても良いことだとは思いますがですけども、民営化民営化ということでどんどん民営化していかれる中で、例えば養護を必要としている子どもたちに対する県の責任というものを、やはり個別ではなくもっと前のところで、やはり明確に県が責任を持っているんだという事を明確にすることと、特に財政的な面では、やはり県の負担であるべきだということを抑えておかないと、民営化した時に、それは子どもたちにとって逆に不利になったりということがあってはならないと思っております。

(議長)

はい、大切な御指摘を頂戴致しました。委員どうぞ。

(委員)

さきほど委員い 1 ; k のところでは、ふれあい、里親グループと児童養護施設グループとのふれあい家族のシステムがありますよね。ただそれは、冬休み夏休みに一大イベントとして行われているような形ですけども、児童養護施設と里親さんがペアで子ども育てていくというようなシステム、これは児童相談所がやるんじゃないですね、お見合いパーティーみたいなものがあって、そしてもうすでに 3 日里親あるいはふれあい家族のような形で特定の里親の所にいける子どもは別として、いけない子どもたちを措置なんかではなくて、例えば私の施設でこの子どもと一緒に育ててくれる里親はいませんかというようなイベントを組んでですね、お金がかかるものであれば県の方で予算化してもらって、それを事業化していくと言いますかね、そこでお見合いをしてそれこそ相性の合う子どもに対して手を上げていただくみたいなシステムを作れないもんですかね。何かそんなことを。

(委員)

私も同じような思いだったんですけども、この赤字でですね、レスパイト等によって里親支援、あるいはふれあい家族事業によって里親と施設との連携を図ることが必要というのが何箇所も出てくるんですが、里親と施設との連携を図ることが言いながら、



本当は具体的なことを何にもやっていないといったらおかしいですけども、少なくともレスパイトケアの場合は、里親は愛着関係を重視しますから、なかなか施設に預けにくい。

それから、ふれあい家族の場合でいうと里親の側の資源があまりにも少ないと、色々な意味で里親と施設との連携を図ることが大事だといいいながら各論に入っていないんですね。

今のような御提案も含めて非常に大事なことかなと思いますね。里親と施設で一体子どもに対して何ができるのか。ちゃんとした議論がどこかにはあるはずなんですけど、言葉で流れちゃってる感じが、連携が大事だという言葉で流れちゃってるのが非常に残念だなというのが1つ。

それから、先ほどの全体としてという、情報面での支えというのか、例えばホームページ、会社の仕事の話をしてはなんですけども、会社で若者の支援のために内閣府から私どもが受託してホームページを製作して運営しているんですけども、そういう民間に委託してもっと柔軟な要保護児童のためのいろんな取り組みを横でつないで見たり、発信してみたり情報面でのサポートというのがどこかでできないかと1つ思いました。

(議長)

はい、どうぞ。

(委員)

私も御提案にすごく賛成なんですけど、ずっと施設にいる子がなんで夏休みや冬休みくらいね里親さんのご家庭も行って過ごすことできないかなとずっと思っていたのですが、どうしてできないかよくわからないのですが。もうちょっと今の御提案を突っ込んで具体化することは大賛成です。

(議長)

はい、委員どうぞ。

(委員)

今、お話がありましたことは、それは大事なことでこれから施設と里親さん一生懸命頑張っていきましょう。そして、今うちでやっているホームステイの制度は里親さんが対象ではなくて一般のお家なんです。ボランティアさんなんです。

これは、社会的養護の一環としていわゆるそれを担うのは施設と里親だけではなくて一般の人たちもやはり養育に関わってもらいたいと言うの、私の基本的な考え方です。

ですから一般の人たちもそれにあわせて、ですからホームステイをやってくださるのは、里親さんもいらっしゃいますけども、一般の方たちだということでそういう視点もこれからはもっていく必要があるんじゃないかと思います。

(委員)

全くその通りで、そちらの施設でボランティアをやっている人たちが里親登録をしてくれるとかいうような動きも出てきていまして、ですから里親だけではなくてそういう社会資源といいますかね、ボランティアを組織する事も大事だろうと思いますね。

(議長)

はい、ありがとうございます。時間が参りましたので、今のことについては是非報告

の中でですね、報告書全体ではかなり制度的なことを出していきますけれども、その最後のところには、子ども達の生活の質の向上のためのプログラムの開発とか今のプログラムですね、それから運営上の工夫とか様々なことを行っていかなければいけない。

それから、使い勝手が悪い制度というようなものも指摘されていました。こういうものの改善も非常に大事なことだということは、是非報告書の最後の方に、一項起してですね運営上の工夫とかプログラムの開発とかで入れていただく必要があると思いました。よろしいでしょうか。はい。

それでは、今日と前回で一応のざっとですがラフな方針を出ささせていただきました。私はこれに1つですね、基本的な方向性というか理念もまた御覧いただいて御意見を是非お寄せいただきたいと思いますが、今回の報告の一番大事な点というのが、つまり前回委員がおっしゃったフェアスタートということでおっしゃいました。

それは、委員はその児童養護施設で育った子どもも一般の子育て家庭で育った子どももスタートは一緒にしたいということで、そこから色々差がついて行くのはこれは仕方がないかもしれないが、スタートは一緒にすべきではないかとそういう意味で公正なスタートということを考えるべきだとおっしゃいました。

私はこれはすごく大事なことだと思っていて、それはですね、この委員会の中でずっと言われてきたことは、やはり公も民もフェアスタートでなければいけない。一方で70~80万かかって、一方で60万と、これをやはり同じにところからスタートさせるこれもフェアスタートだと思います。それから施設とそれから事業・サービス・在宅サービスとのフェアスタートの問題もあります。施設になったら1500万の小規模児童養護では補助がでるのに、里親型のファミリーグループホームでは500万、そして自立援助ホームだと来年度以降ですか予算が通っても700万とこういう格差が生じる。これもフェアスタートにする。

もちろんすべてを一緒にすることはできないけど、その差をなるべく埋めていくべきだというフェアスタートというのが、こういう言葉を使うかというのは別にしてですね、今回の私たちの報告の基本的な理念になるのではないかと思います。子どもたちもそうですし、運営主体も専門職もこのフェアスタートという視点で全体を見直してみるということになるんだろうと思いました。

御協力いただきましてありがとうございます。実はこれから事務局にはですね今日のこれまでの事をふまえてですね、報告書の素案を作成していただくことになります。そして、その素案を次回、次々回に分けて、2回あるいは3回に分けて議論をしていただくことになるかと思います。ありがとうございます。

素案が出来ました折にはまた事前にお配りしていただいた上で、御意見をお持ちいただいてこの会に臨んでいただく方向をできるだけ取りたいと思っておりますので、またご協力をお願い致します。最後に**その他**になりますけども、事務局の方から何かございますでしょうか。

(事務局)

はい、先ほどの資料3で、今後のスケジュールということでご説明したかと思いますが、新年度に入りまして第1回目、11回目の検討委員会ですが4月26日水曜日午前10時からこの場所で予定しておりますのでよろしくお願い致します。

それから社会的養護検討部会の開催ということで2回ほど日程調整をさせていただきましたけども、定足数に満たなかったものですから、新年度に入りましてまた日程調整をもう一度させていただく予定になりますので、よろしくお願い致します。

予定としましてはスケジュールに書いておりますけども、6月の中旬から下旬になるかと思えます。それからもう1点は今お配りしたかと思えますけども、3月2日にありました第9回目の委員会の議事録の案をお渡ししておりますので、そちらをご覧頂いて3月28日までに訂正等があればご連絡いただきたいと思います。以上です。

(議長)

はい、ありがとうございます。次回は4月26日ということになります。事務局は人事異動があるかもしれませんが、ないことを祈りたいというふうに思いますが、ただ人事異動があったとしても前回と今日で基本的な方向は、委員会としての意見はだしておりますのでそれが継続されていくものと思えますし、それを心から願いたいと思えます。

もし、出来ましたら4月の26日前に例えば1週間や5日ほど前に、お送りをいただいてそしてその上で我々がそれを一読したうえで、ここに臨めるような形をとっていただけるととてもうれしく思っております。

それでは、今日の会議を終わらせていただきます。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

(事務局：課長)

どうも貴重な御意見ありがとうございました。県は人事異動が控えているんですけども、貴重な意見に関しましては十分踏まえて、これについては4月26日の前に委員の皆様にご覧頂いた上です。26日はできるだけ意見を反映したものをですねお見せさせていただくような形を取りたいと、努力していきたいと思えます。

また、その前にですね、ちょっとわからない点があった場合には各委員の先生方におうかがいすることもありますが、その場合には御意見をいただければと思えます。本当にありがとうございました。

(議長)

事務局の方ありがとうございました。また次回もこのメンバーで再会できることは嬉しいなと思っておりますけども、是非、この委員会の意見を継続していただければと思えます。

それからもうひとつだけ、事務局の方をお願いしたいのは、今例えば委員会の中で県立こども病院との併設の問題だとかここで勝手に言ってますが、それが可能性のあるものなのか、ヒアリングを受けて言っているのが全く荒唐無稽ではないと思うのですが、ちょっと事前のご調整というかですね、いきなりこれが報告書として基本方向としてでてしまいますと、全く実現の可能性がないことがでてしまってもあれなので、そうしたことについてそれが実現性があるかないかということも、事前の御調整というか、他の機関と関係しているものについては、一応の調整というか全く調整がないまま報告書として出てしまいますといけませんので、そこの調整をお願いしたいと思います。それについてはいかがでしょうか。しない方がよろしいのでしょうか。

(事務局)

こども病院についてはですね、固有名称がでていたんですけども、公立病院という

ことですね、我々もそういう方向も大切なことだと思っておりますので、調整できれば調整していこうとは思っておりますけれども、調整できなくてもですね、そういう方向をお示しいただくのは別段構わないかなと思っております。

(議長)

はい、わかりました。そうしましたら、児童相談所の増設などを無理だからといって削除しないようにお願いしたいと思っております。ありがとうございました。

(事務局)

委員の皆様方、長時間の御討議ありがとうございました。これを持ちまして第10回の社会的資源あり方検討委員会を閉会させていただきます。次回以降もよろしくどうぞお願い致します。